

6 生活保護関係予算等について

(1) 生活保護関係予算について

ア 平成23年度予算案について

(ア) 保護費負担金について

保護費負担金については、各扶助ごとの給付実績を基礎とした上で、直近の被保護人員の伸び等や、雇用施策による影響などを踏まえ、対前年度3,670億円増（16.7%増）の2兆5,676億円を計上しているところである。

	22年度予算		平成23年度 予算（案）
	当初予算額	補正後予算額	
保護費負担金	2兆2006億円	2兆4211億円	2兆5676億円

(イ) セーフティネット支援対策等事業費補助金

セーフティネット支援対策等事業費補助金については、医療扶助のレセプトオンライン請求への対応や、生活保護業務データシステム導入のためのシステム改修の対応が終了すること等を踏まえ、対前年度▲40億円減の200億円を計上しているところである。

生活保護関係の新規事業としては、企業、NPO、住民等と行政が協働する「新しい公共」により、被保護者の社会的なつながりを結びなおす支援や貧困の連鎖を防止するための子どもの学習支援等を行う「被保護者の社会的な居場所づくり支援事業」を創設することとしている。

なお、当該新規事業の創設に伴い、従来の「子どもの健全育成事業」、「日常生活自立支援事業」、「社会参加活動活用事業」、「職場適応訓練事業」については、「被保護者の社会的な居場所づくり支援事業（国10/10補助）」に再編することになるので御留意されたい。

イ 緊急雇用創出事業臨時特別交付金（基金）について

住宅手当緊急特別措置事業及び就労支援員の配置による就労支援事業等について

は、平成21年度第2次補正予算より、各自治体に基金を造成し事業実施しているところであるが、平成22年度補正予算において、事業実施期間を1年間延長したので、各自治体においては、より一層の効果的な事業実施に取り組んでいただきたい。

ウ 生活保護ケースワーカーに係る地方交付税措置について

生活保護ケースワーカーの人員費については、従前より地方交付税により措置しているところであるが、近年の被保護世帯の急増に対応するため、平成21年度、平成22年度と増員されているところである。平成23年度においては、地方交付税の算定基礎となる職員数全体は減員となる中で、総務省と調整した結果、引き続きケースワーカーの増員が図られたところである。

については、各自治体の福祉担当部局においても、これを踏まえ、必要な増配置がなされるよう関係部局との調整を図られたい。

【標準団体規模（道府県：人口20万人、市町村：人口10万人）における 生活保護ケースワーカー算定数】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
道 府 県	15人	16人	17人	18人
増 員 数		(+1人)	(+1人)	(+1人)
市 町 村	8人	10人	11人	12人
増 員 数		(+2人)	(+1人)	(+1人)

（2）生活保護関係予算の執行について

ア 生活保護費等負担金について

（ア）平成23年度の執行について

各自治体への生活保護費等負担金の交付は、予算の効率的な執行の観点から、直近実績に基づき算出された各自治体からの所要見込額に基づき実施しているところである。

平成23年度においても、四半期ごとに所要見込額を把握することとしているが、現下の厳しい雇用失業情勢を受けて、特に稼働能力のある生活保護受給者が

急増する等、保護動向も大きく変化していることから、各自治体においては、常に管内の保護動向等を注視し、適切に所要額を算出するとともに、これに必要な財源措置を講じられたい。

なお、毎年、所要額を過大に見込んで多額の返還金が生じている自治体が見受けられるところであるが、限られた財源を有効に活用する観点から、適切に所要額を算出していただくようお願いする。

なお、従前は全自治体からの実績報告書の提出後、一括して交付額の確定を行っていたところであるが、今後は、各自治体からの実績報告書の提出後順次、計画的に確定を行い、早期の精算交付又は返還の手続きを行うこととしているので、必要な予算措置等の対応をお願いしたい。

(イ) 現業員等の詐取等の不正事案の防止について

生活保護費の支給等の事務処理の適正化、詐取等不正事案の報告・把握、詐取等に係る生活保護費国庫負担金の精算については、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止について」（平成21年3月9日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において周知徹底を図っているところである。

しかしながら、未だに虚偽の架空ケースを作成し、生活保護費を詐取した事例や、電算システムによる支給決定に当たり、システム上に決裁機能が組み込まれていないため決裁を経ることなく、そのまま経理システムに流れ、不適切に生活保護費が支給される事例等の不正事案が発生している。こうした事案については、生活保護行政に対する国民の信頼を損ねるものであり誠に遺憾である。

各自治体においては、本通知の周知を改めて徹底するとともに、事務処理体制を再点検し、不正事案防止に係る電算システムの改修等が必要場合は、セーフティネット支援対策等事業費補助金により優先的に採択することとしているので、積極的に協議されたい。

なお、今後、現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案発生防止の観点から、改めて経理事務に係る標準的な事務処理手順、留意事項等に関する通知を発出することを予定しており、これらを参考とし、更なる不正事案の防止に努められたい。

(ウ) 返還金等の適正な債権管理について

生活保護費等国庫負担金に係る適正な精算については、従前よりお願ひしているところであるが、会計検査院の平成21年度決算検査報告において、3自治体で返還金等について収納済額のみを調定額として計上したため、国庫負担金が過大に交付されており不当であるとの指摘を受けたところである。

また、返還金等の債権管理の適正実施の観点から「生活保護費等負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」（平成22年10月6日社会・援護局保護課長通知）にて、債権管理台帳等の整備や適切な時効中断の措置等、調定後の債権管理について適正に実施するよう改めて徹底を図ったところである。

各自治体においては、地方自治法等を遵守した処理を行い、適正な国庫負担金の精算を徹底されたい。

なお、上記の趣旨等を踏まえ、生活保護費等国庫負担金交付要綱について改正を行うこととしており、平成23年度においては個々のケースの不納欠損処理の状況等について内容を確認することを予定している。詳細については、別途連絡することとしているが、実績報告書の提出期限については厳守されたい。

イ セーフティネット支援対策等事業費補助金について

セーフティネット支援対策等事業費補助金の実施要綱、交付要綱及び交付方針は別途通知するが、平成23年度については、適正実施を図る観点から、従前から継続実施している事業についても費用対効果等実績を評価した上で選択する方針であるので、各自治体におかれても事業内容等を精査の上、協議願いたい。

平成23年度においては、実施体制整備事業の「子どもの健全育成事業（国10/10補助）」と「自立支援サービス整備事業（国1/2補助）」を整理統合し、被保護者の社会的なつながりを結びなおす支援や貧困の連鎖を防止するための学習支援等を行う「社会的な居場所づくり支援事業（国10/10補助）」を創設したところであり、本事業については、優先的に採択することとしている。

また、医療扶助の適正化や会計検査院から指摘を受けた年金加入状況等の把握、不動産等の資産活用の徹底に係る取組について、強化を図ることとしている。

具体的な内容については、別途指示を行うこととしているが、専門調査員の配置等当該取組に必要な経費についても優先的に採択するので、積極的に協議願いたい。

なお、広島市が本補助金を活用して専門員を採用し、各福祉事務所を巡回して生活保護受給者の年金加入状況等についてケース点検を行い、効果を上げている例を参考資料に添付しているので参照されたい。

7 生活保護関係調査等について

(1) 生活保護業務データシステムについて

近年、生活保護受給世帯が増加し続けており、また、生活保護受給世帯の抱える課題は多様化、複雑化している。

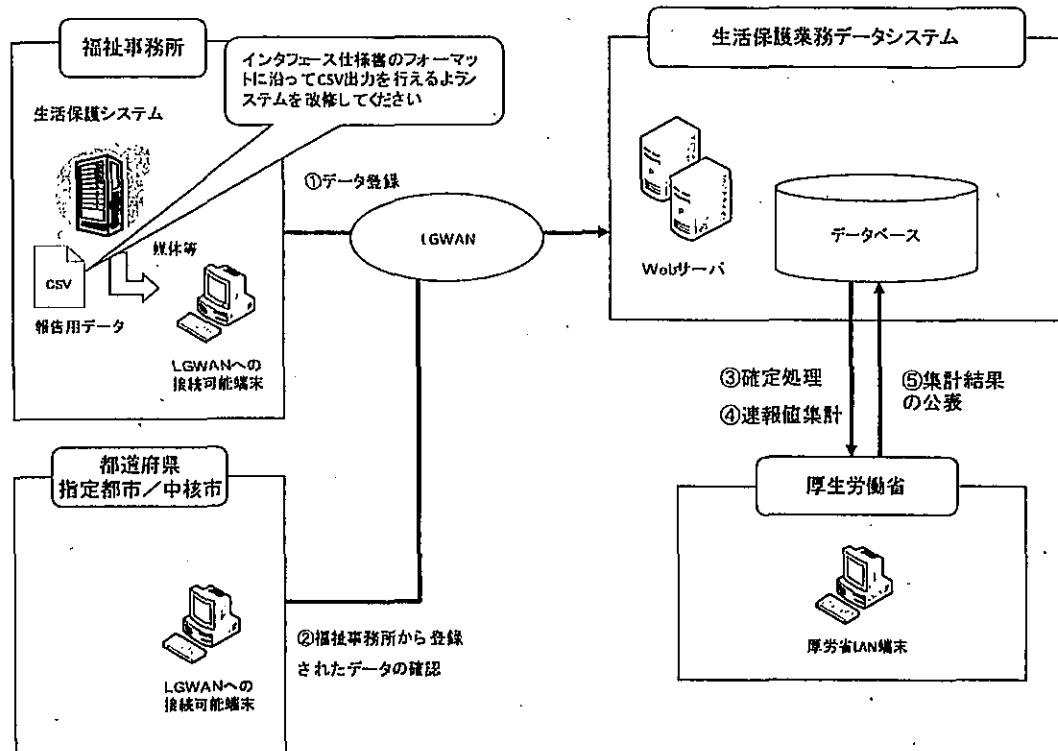
このような中、適切な生活保護行政を推進していくためには、国、自治体及び福祉事務所において生活保護に関するデータの分析を行うことが不可欠である。

また、生活保護受給世帯の増加に伴う業務量の増加に対応するためにも、福祉事務所においては、生活保護業務のIT化を図り、生活保護業務の効率化を図ることが重要となっている。

このような課題に対応するため、現在、当省による各種業務報告や調査を見直すとともに、福祉事務所及び自治体のデータを一括して定期的に収集し、当省、自治体及び福祉事務所で共用できるデータベースを構築し、より詳細な生活保護動向の分析を行い、保護の適正化対策の推進及び政策の企画立案に活用することを目的とした「生活保護業務データシステム」の運用を平成22年度から一部開始している。

自治体及び福祉事務所においては、生活保護システムの改修やデータ投入等を行っていただいているところであるが、平成23年度当初から全自治体において本格運用が開始できるよう、計画的な導入・整備をお願いしたい。

(参考)



(2) 平成23年度生活保護関係調査の実施について

ア 平成23年度生活保護関係調査の実施について

平成23年度の生活保護関係調査については、次の一覧表のとおりである。

被保護者全国一斉調査は、生活保護業務データシステムに平成23年7月末日現在のデータを登録することで提出とさせていただくことになる。データの登録に関して、遅滞なくお願いしたい。

医療扶助実態調査に関しては、平成22年度までは紙レセプトのコピーを提出していただいたが、電子レセプトの本格運用を受け、平成23年度は医科と調剤のレセプトに関しては電子データでの提出を検討している。詳細は別添の資料を参照願いたい。

なお、歯科レセプトは例年どおり紙レセプトでの提出を予定している。

また、社会保障生計調査について、平成23年度から実施をお願いする自治体が変更になるが、新たに対象となる自治体に関しては、御協力をお願いする。

イ 調査票の提出締切の厳守について

各調査は、各都道府県・指定都市・中核市の関係者の御理解・御尽力により実施されているが、一部において、提出期限が大幅に遅れる自治体もあり、結果として全体の集計に支障を来している状況となっている。

集計作業の迅速化を図るためにも、提出締切の厳守をお願いしたい。

平成23年度生活保護関係調査一覧

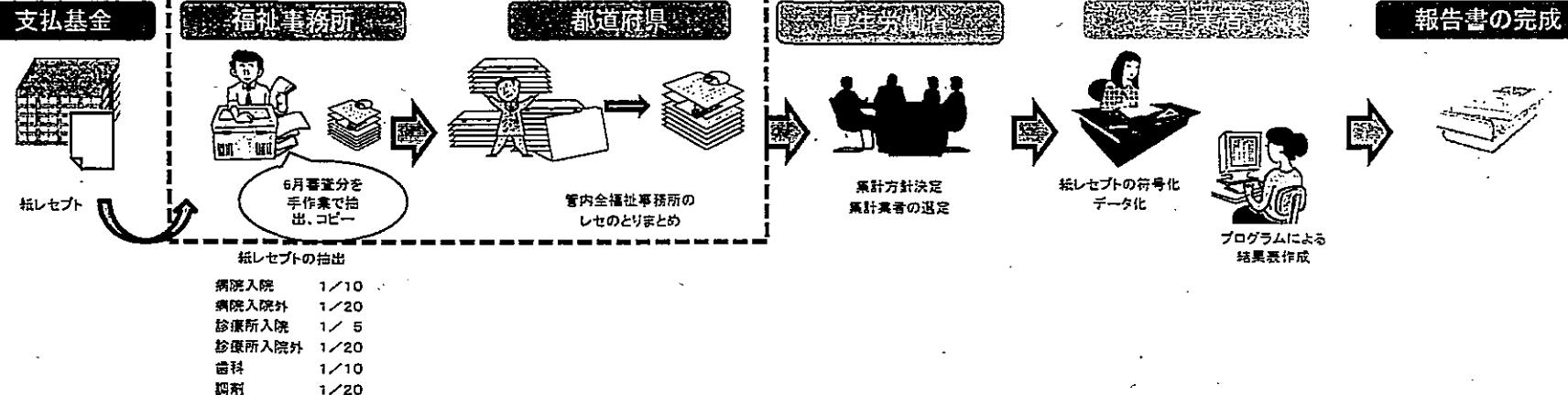
調査の名称	調査の対象		対象選定の方法	調査の周期及び時期	調査票等の提出期限
	地域的範囲	属性的範囲			
被保護者全国 一括調査	全 国	被保護世帯 約127万世帯	基礎調査	毎 年	基礎調査
			全 数	7月1日現在	23年8月
			個別調査		個別調査
基礎調査					
個別調査			全 数		23年8月
医療扶助実態調査	全 国	医療扶助受給者	6月基金審査分 診療報酬明細書 及び調剤報酬明細書	毎 年 7月	23年10月中旬
社会保障生計調査 家計簿	9ブロック	被保護世帯	抽 出	年 度	家計簿
	12都道府県	約1,110世帯			翌月末日
	4指定都市				4月から翌年
	9中核市 (注)			3月まで	脱落補充報告 即 時
福祉行政報告例 生活保護関係	全 国	被保護世帯 約127万世帯	全 数	年 度 毎 月	翌月末 (月 報)

(注) 調査対象自治体は、北海道及び東京都を除き、原則として2年毎に調査地域を交代することとしている。

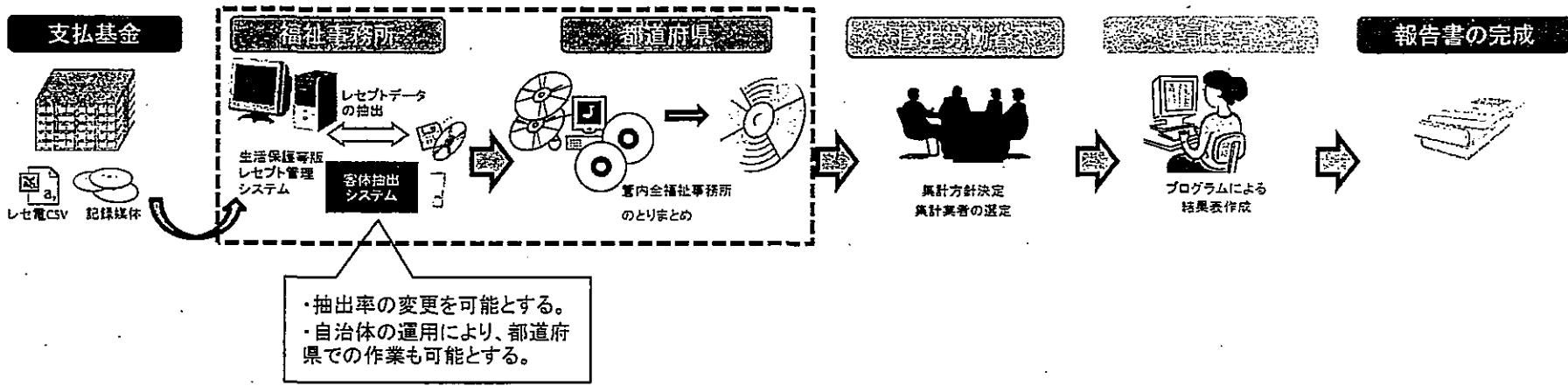
※ これ以外に、生活保護費経理状況報告、生活保護費国庫負担金にかかる事業実績報告等経理関係データ及び各種特別調査が生活保護行政に広く活用されている。

医療扶助実態調査客体抽出システム(仮称)

現行の集計方法



医療扶助実態調査客体抽出システム(仮称)導入後



注:平成23年度調査については、歯科に関しては紙レセプトで対応する。